

佐賀県 漁港漁場関係工事における「週休2日試行工事」実施要領

第1条（目的）

将来にわたり、社会資本の整備を安定的に継続していくためには、建設産業における、若手技術者、女性技術者等の担い手の確保、育成が重要な課題となっており、建設産業における労働環境の改善が求められている。

このため、佐賀県では、労働環境改善の取組の一環として『佐賀県 漁港漁場関係工事における「週休2日制試行工事」実施要領』（以下「要領」という。）を定め、建設産業における週休2日への取組の促進を図ることとする。

第2条（試行対象工事）

対象工事は、農林水産部が発注する漁港漁場関係工事※とし、特記仕様書に週休2日試行工事であることを明示する。

ただし、以下の工事については、本要領の対象外とすることができる。

- 1) 竣工時期や作業時間に制約がある場合
- 2) 災害復旧等緊急を要する場合
- 3) 漁港漁場関係工事※以外の工事

※ここでいう漁港漁場関係工事とは「漁港漁場関係工事積算基準」を用いて積算し、発注したものをいう。

第3条（週休2日の定義）

本要領の週休2日とは、工事着手日から監督・検査・確認申請書を提出するまでの間、4週6休以上の休暇を確保し、工事現場を完全閉所するものとする。

4週6休	現場閉所率 21.4%以上、25%未満
4週7休	現場閉所率 25%以上、28.5%未満
4週8休	現場閉所率 28.5%以上

日曜日は原則休日とする。

なお、現場閉所率の算出にあたっては、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中断している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は週休2日の対象期間及び休日に含めてはならない。

また、雨天等による作業不能日に現場を完全閉所した場合、週休2日の休日に振替えることができる。

※工事着手日とは着工届の工事着手日を示す。

第4条（実施内容）

（1）受注者による意思表示

受注者は、施工計画書提出の前までに、週休2日実施希望の有無を工事打合簿にて監督員に提出するものとする。

（2）計画工程表の提出

週休2日を希望した受注者は、施工計画書提出時に週休2日の取得が確認できる工程表（任意様式）を監督員に提出するものとする。

なお、提出する工程表は、要領第3条を反映したものとする。

また、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度、週休2日取得が確認できる変更計画工程表（任意様式）を監督員に提出しなければならない。

（3）看板等による表示

週休2日を希望した受注者は、「週休2日試行工事」であることを記載した看板等を設置するものとする。

（4）実施報告

受注者は、工程表（任意様式）に週休2日の実施状況を記入し、月毎に取りまとめ、翌月監督員に提出するものとする。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際は、提示し監督員の確認作業に協力しなければならない。

（5）変更協議

雨天等により、現場閉所を行った場合または工事工程の都合により、予定している休日に作業を行う必要が生じた場合は、振替日について監督員へ報告をしなければならない。

また、以下に掲げる状況など受注者の責によらないと判断できる場合で休日（振替日を含む）に作業を行う場合、休日扱い若しくは休日の振替を選択できることとし、選択結果は監督員へ作業日以降に報告するものとする。

- 1) 発注者が作業等を要請した場合
- 2) 現場内で災害又は第三者による事故等が発生し、早急な対応を必要とする場合
- 3) 周辺住民からの苦情、危険防止など緊急を要する作業が必要な場合

（6）監督員の対応

- 1) 監督員は、週休2日試行工事の実施にあたり、日々の残業が大幅に増えないよう事前に指導しなければならない。
- 2) 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日中の作業が発生するような指示を行ってはならない。

- 3) 監督員は、受注者から提出された工程表により、休日の取得状況を確認しなければならない。なお、現場閉所状況の確認や休日の偏りなど必要に応じ作業日報及び出勤簿等の提示を求め確認を行う。

第5条（積算方法等）

(1)補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、下表のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

また、市場単価は別紙1の補正係数を乗じるものとする。

補正係数区分	4週6休	4週7休	4週8休 (※完全週休2日を含む)
労務費	—	—	1.04
機械経費(賃料)	—	—	1.02
共通仮設費	—	—	1.02
現場管理費	—	—	1.03

(2)補正方法

予定価格の算定において、4週8休に係る補正係数を各経費に乗じるものとする。なお、現場閉所の状況確認後、4週8休に満たない場合には、補正分を減額変更するものとする。

第6条（工事成績評定）

要領第3条に定めた休暇を要領第4条に基づき達成できた場合は、工事成績評定において、下表により休日の実績に応じ評価を行う。

なお、週休2日を達成できなかったことによる減点は行わない。

評価項目	4週6休 4週7休	4週8休	4週8休 (完全週休2日)
一般監督員	工程管理 (2項目)	工程管理 (2項目)	工程管理 (2項目) 創意工夫
総括監督員	—	工程管理 (2項目)	工程管理 (2項目)

※土日閉所の計画工程表により実施。ただし、4週に1回の振替は可能とする。

第7条（証明書の発行）

週休2日試行工事を実施した工事について、発注者は受注者に対して完成検査後に「週休2日実施証明書」を発行するものとする。

第8条（適用）

本要領は令和6年7月30日以降に公告する工事に適用する。

附則

令和4年3月31日に制定

令和6年3月29日に一部改正

※積算方法の変更

令和6年7月24日に一部改正

※補正係数の変更

※市場単価を補正対象に追加

佐賀県 漁港漁場関係工事における「週休 2 日試行工事」実施要領
市場単価の補正係数

市 場 単 価 工 種		補正係数
1	底面工	1.03
2	マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00
3	支保工	1.04
4	足場工	1.02
5	鉄筋工	1.04
6	吊鉄筋工	1.04
7	型枠工	1.03
8	コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04
	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.04
9	止水板工	1.04
10	上蓋工	1.04
11	伸縮目地工	1.02
12	係船柱取付	1.04
13	防舷材取付	1.04
14	車止・縁金物取付	1.04
15	係船柱撤去	1.04
16	防舷材撤去	1.04
17	車止撤去	1.04
18	電気防食取付	1.04
19	防砂目地板取付工(陸上施工)	1.04
20	防砂目地板取付工(水中施工)	1.03
21	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.03
22	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.03
23	ペトロラタム被覆	1.04
24	現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)	1.04
25	現場鋼材溶接・切断工 (水中施工)	1.04
26	かき落とし工	1.04
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
28	汚濁防止枠設置・撤去	1.02
29	灯浮標設置・撤去	1.03
30	汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
	汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船なし)	1.04
31	異形ブロック製作 型枠工	1.04
	異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.04
	異形ブロック製作 給熱養生	1.03

○休日振替のイメージ

2020

凡例：週休2日の休日：計画● 実施○

その他の休暇：○

月	4																													5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
日	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
行事	工事着手																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		休日としてカウント可										聖蹟場における住 民の立会・作業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

月	5																																
日	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日					
行事	みどりの日	こどもの日	振替休日														雨天現場閉所		雨天現場閉所														
	休日としてカウント可						振替報告は、雨天閉所後速やかに行う										休日としてカウント可						災害発生対応										
計画	●					●	●						●	●						●	●						●	●					
実施	◎					◎	◎						◎	◎			◎		◎		◎							◎	◎				
休日計																																	
休日累計																																9	17

月	6																													
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
曜	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	休日計	休日累計
行事	災害発生対応開始		長期にわたり災害の対応が必要な場合、その期間は週休2日対象工事期間の対象としない。なお、必要に応じ工期変更を行い休暇計画も変更する。												災害発生対応完了															
計画																				●	●						●	●	4	21
実施																				◎	◎						◎	◎	3	20
週休2日対象期間外																														

月	6						7																						休日累計	
日	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		休日計
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
行事																														
	祝日への振替が可能。																													
計画						●	●						●	●							●	●					●	●	8	29
実施						◎	◎						◎	◎							◎	◎			◎		◎	◎	8	28

月	7					8																		休日計	休日累計					
日	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18			19	20	21	22	23
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火			水	木	金	土	日
行事						振替報告は、 休暇振替日前 に行う								工 施 の 都 合 上 作 業	山 の 日			夏 季 休 暇	夏 季 休 暇	夏 季 休 暇										
計画						●	●							●	●			○	○	○	●	●					●	●	8 37	
実施						◎	◎		◎					◎	◎			○	○	○	◎	◎					◎	◎	8 36	

月	8											9										休日計	休日累計							
日	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13			14	15	16	17	18	19	20
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			月	火	水	木	金	土	日
行事	振替報告は、 振替日決定後 速やかに行う					災害発生対応		災害発生時 も振替可					連休2日達成 ・休日実績の応じて労務費の増額補正。 ・工事評定も評価。 (4週8休)											申請書・検査、 提出、確認						
計画						●	●						●	●						●	●								6	43
実施						○	○						○	○						○	○								6	42

【対象期間】
163日－14日（災害）－3日（夏休）＝ 146 日

42 ÷ 146 ＝ 28.8%

試行工事 掲示例

ご迷惑をおかけします

「週休2日」試行工事

新しく〇〇を
つくっています。

令和 年 月 日まで
時間帯 8:30~17:00

道路改良工事

佐賀県県土整備部

発注者 〇〇土木事務所 港湾課

電話 0000-00-0000

受注者 〇〇建設株式会社

電話 0000-00-0000

〇〇〇第 号
令和〇〇年〇月〇日

受注者
〇〇〇〇〇 様

〇〇事務所長

週休 2 日実施証明書

下記工事について、週休 2 日の実施を証明する。

工 事 名 : 〇〇〇〇第000号 〇〇〇工事
工 期 : 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日
完 成 年 月 日 : 令和〇〇年〇月〇日

週休 2 日実施内容（実施した内容に、■を附している）

- ☐ 4 週 8 休を達成した。
- ☐ 4 週 7 休を達成した。
- ☐ 4 週 6 休を達成した。